

議案第 5 6 号

大野市幼保連携型認定こども園保育士等転入奨励助成金交付要綱案

令和 7 年 9 月 2 9 日 提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

県外の養成校を卒業し、又は県外から転入し、本市で正規の保育士、保育教諭及び幼稚園教諭として就労した者に対し助成金を支給することにより、保育人材の確保及び定着を図るため

大野市教育委員会告示第 号

大野市幼保連携型認定こども園保育士等転入奨励助成金交付要綱を次のように定める。

令和7年9月 日

大野市教育委員会

大野市幼保連携型認定こども園保育士等転入奨励助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の幼保連携型認定こども園における人材の確保及び定着を図るため、県外の養成校を卒業し、又は県外から転入し、本市の幼保連携型認定こども園に正規職員として就労した保育士、保育教諭及び幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）に対して助成金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）及び福井県保育の職場づくり総合対策事業補助金実施要綱（令和7年4月1日付け児第304号。以下「県要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基準日 助成を受ける年度の前年度の1月1日をいう。
- (2) 正規職員 幼保連携型認定こども園において定められた、常勤の従事者が勤務すべき時間を就労している、雇用期間の定めが無い者をいう。
- (3) 養成校 厚生労働大臣が指定する指定保育士養成施設等の養成校をいう。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 助成金の交付申請時点において本市に住所を有する者であって、基準日以後に県外の養成校を卒業し、助成を受ける年度の4月1日以後に市内の幼保連携

型認定こども園に正規職員の保育士等として3年以上継続して就労する予定であるもの

- (2) 基準日以後に県外から転入し、本市に住所を有した者であって、助成を受ける年度の4月1日以後に市内の幼保連携型認定こども園に正規職員の保育士等として3年以上継続して就労する予定であるもの

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、保育士等1人当たり30万円とする。

- 2 助成金の交付回数は、1人につき1回を限度とする。

(助成金の交付申請等)

第5条 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大野市幼保連携型認定こども園保育士等転入奨励助成金請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、就労先の幼保連携型認定こども園を通じて、市長に提出しなければならない。

- (1) 県要綱に定める保育士等転入奨励助成金交付申請書
- (2) 就労先の幼保連携型認定こども園の雇用証明書の写し
- (3) 履歴書
- (4) 住民票（大野市民であることを証明するもの。）
- (5) 保育士証の写し
- (6) 養成校の卒業証書の写し（ただし、保育士試験合格者を除く。）
- (7) 通帳等助成金の振込先の金融機関、口座番号、名義人等が確認できるもの
- (8) 県要綱に定める保育士等転入奨励助成金に関する誓約書
- (9) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第3条に掲げる要件について審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、申請者に対し、大野市幼保連携型認定こども園保育士等転入奨励助成金決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 助成金の交付を受けた者は、直ちに大野市幼保連携型認定こども園保育士等転入奨励助成金受領証（様式第3号）を提出しなければならない。

(助成金の交付を受ける者の責務)

第7条 助成金の交付を受ける者は、本市の幼保連携型認定こども園で継続して勤

務するよう努めなければならない。

2 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、県要綱に定める返還事由発生報告書を市長に届け出なければならない。

(1) 正規職員として採用された日から起算して3年を経過する前に本市の幼保連携型認定こども園を退職したとき。

(2) 正規職員として採用された日から起算して3年を経過する前に正規職員でなくなったとき。

(3) 正規職員として採用された日から起算して3年を経過する前に県外へ転出したとき。

3 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者は、正規職員として採用された日から起算して3年を経過する前に市外へ転出したときは、市長に報告しなければならない。

(助成金の返還等)

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すこととし、大野市幼保連携型認定こども園保育士等転入奨励助成金交付取消決定通知書（様式第4号）により通知し、既に交付した助成金の全部の返還を命ずる。

(1) 前条第2項に規定する返還事由発生報告書の届出があったとき。ただし、健康上の理由その他相当な理由があると市長が認めた場合を除く。

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の返還を命ずる場合は、遅延損害金を付さないものとする。

3 第1項の規定により助成金の返還を市長から命じられた者は、県要綱に定める返還事由発生報告書を届け出た翌年度1月末日までに市長に返還しなければならない。

(関係図書の保存)

第9条 助成金の交付を受けた者は、助成金の交付に係る関係図書を、助成金の交付決定を受けた日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条、第8条及び第9条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

〇〇市・町長 様

保育士等転入奨励助成金交付申請書

(補助金名) 実施要綱第 条第 項の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者

フリガナ		生 年 月 日	
氏 名		年 月 日	
現 住 所	〒		
電話番号 (※1)		転入日	年 月 日
メールアドレス (任意)			

(※1) 日中に必ず連絡が取れる連絡先を記入

2 転入前の住所

住 所	〒
-----	---

3 転入先の住所

住 所	〒
-----	---

4 就業先

法 人 名		就業開始年月日
施 設 名		
所 在 地	〒	年 月 日
採用職種		

5 添付書類

- (1) 就労先の保育所等の雇用証明書の写し
- (2) 履歴書
- (3) 保育士証の写し
- (4) 養成校の卒業証書の写し
※保育士試験合格者は提出不要
- (5) 保育士等転入奨励助成金に関する誓約書
- (6) その他必要と認める書類

〇〇市・町長 様

保育士等転入奨励助成金返還事由発生報告書

(補助金名) 実施要綱第 条第 項の規定により、次のとおり助成金の返還を報告します。

1 返還者

フリガナ		生 年 月 日	
氏 名		年 月 日	
現 住 所	〒		
電話番号 (※1)		転出(予定)日 または 退職(予定)日	年 月 日
メールアドレス (任意)			

(※1) 日中に必ず連絡が取れる連絡先を記入

2 就業先

法人名		採 用 日
施設名		
所在地	〒	年 月 日
職 種		

3 返還理由

--

保育士等転入奨励助成金に関する誓約書

〇〇市・町長 様

保育士等転入奨励助成金の交付申請に当たり、以下の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 県内の保育所等に正規職員の保育士等として勤務してから3年以上継続して就労します。
2. (補助金名) 実施要綱第 条第 項各号のいずれかに該当するときは、直ちに就労先の保育所等を通じて、所管する市町長に届け出ます。
3. (補助金名) 実施要綱第 条第 項各号のいずれかに該当するときは、交付を受けた助成金の全部の返還に応じます。
4. 保育士等転入奨励助成金について、県および〇〇市(町)から報告・検査を求められた場合には、それに応じます。

日付: 令和 年 月 日

住所: _____

氏名: _____

年 月 日

大野市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

大野市幼保連携型認定こども園保育士等転入奨励助成金交付請求書

大野市幼保連携型認定こども園保育士等転入奨励助成金の交付を受けたいので、大野市幼保連携型認定こども園保育士等転入奨励助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 同意欄 ※同意する場合は以下の□にレ点を記入

この助成金の事務処理に必要な範囲において、私の住民票等について市が調査することに同意します

（同意される場合は、以下の添付書類の(4)の添付を省略することができます。）

3 振込先

金融機関		支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義	カタカナ		

4 添付資料

- (1) 要綱に定める保育士等転入奨励助成金交付申請書
- (2) 就労先の幼保連携型認定こども園の雇用証明書の写し
- (3) 履歴書
- (4) 住民票（大野市民であることを証明するもの。）
- (5) 保育士証の写し
- (6) 養成校の卒業証書の写し（保育士試験合格者を除く）
- (7) 通帳等助成金の振込先の金融機関、口座番号、名義人等が確認できるもの
- (8) 要綱に定める保育士等転入奨励助成金に関する誓約書
- (9) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

大野市指令 第 号

申請者

大野市幼保連携型認定こども園保育士等転入奨励助成金決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった大野市幼保連携型認定こども園保育士等転入奨励助成金について、大野市幼保連携型認定こども園保育士等転入奨励助成金交付要綱第6条の規定により次のとおり交付する。

年 月 日

大野市長

記

- 1 助成金の対象となる内容は、年 月 日付け交付申請書兼請求書のとおりとする。
- 2 助成金の額は 円とする。
- 3 大野市補助金等交付規則第12条及び大野市認定こども園保育士等転入奨励助成金交付要綱第8条に該当するときは、助成金の交付決定の全部を取り消し、既に交付した助成金の全部の返還を命ずる。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

大野市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

大野市幼保連携型認定こども園保育士等転入奨励助成金受領証

大野市幼保連携型認定こども園保育士等転入奨励助成金を受領しましたので、大野市幼保連携型認定こども園保育士等転入奨励助成金交付要綱第6条の規定により、受領証を提出します。

記

1 受領金額 円

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

大野市長

大野市幼保連携型認定こども園保育士等転入奨励助成金交付取消決定通知書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付を決定した大野市幼保連携型認定こども園保育士等転入奨励助成金について、大野市幼保連携型認定こども園保育士等転入奨励助成金交付要綱第8条の規定により次のとおり交付を取り消し、助成金の返還を命じる。

記

- 1 交付を取り消す内容は、年 月 日付け交付申請書のとおりとする。
- 2 取り消す助成金の額は 円とする。
- 3 返還を命じる助成金の額は 円とする。